

丘陵地区整備に係る委託業務プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丘陵地区整備課が発注する委託業務（以下「業務」という。）に係るプロポーザル方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「プロポーザル方式」とは、委託業務の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該委託業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとに必要に応じてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託業務の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

(対象業務)

第3条 副市長、まちづくり推進部長及び丘陵地区整備課長は、岸和田市事務決裁規程（昭和63年9月21日庁達第2号）第3条の規定において、それぞれ入札業者を指名することについての専決ができる金額の範囲において、業務の特性等によりプロポーザル方式を適用させることができる。

(選定委員会の設置)

第4条 丘陵地区整備課長は、プロポーザル方式により募集を実施しようとする場合、丘陵地区整備プロポーザル方式受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置する。

2 選定委員会は、受託候補者選定基準の審査、技術提案の評価、受託候補者選定の審査を行うものとする。

(募集等)

第5条 プロポーザル方式で業務を施行しようとするときは、次の各号に掲げる事項等について公告又は通知するものとする。

- (1) 提案を求める価格その他の条件についての評価（以下「技術評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等
- (2) 第7条に規定する受託候補者選定基準
- (3) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 必要に応じ応募者に技術評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(受託候補者選定基準)

第7条 丘陵地区整備課長は、受託候補者選定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準について、選定委員会の審査を受けた上で定めるものとする。

(評価基準)

第8条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

(1) 評価項目

評価項目は、応募者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる事項とし、業務の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第9条 第7条に規定する評価の方法は、技術評価の得点を合計した数値を技術評価の配点の合計で除した数値に100を乗じて得た数値（以下「技術評価点」という。）をもって行うことを原則とする。

技術評価点 = $100 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$

(受託候補者選定の方法)

第10条 受託候補者選定基準により技術評価を行い、選定委員会等の議を経て受託候補者を決定するものとし、次の要件に該当する応募者のうち技術評価点の最も高い者を受託候補者とする。

(1) 見積価格が契約価格の制限の範囲内にあること

(2) 提出した技術提案が、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしていること。

(評価結果の通知)

第11条 丘陵地区整備課長は受託候補者選定後すみやかに技術提案等の評価の結果について応募者に通知するものとする。

(申立等)

第12条 応募者のうち受託候補者とならなかった者は、前条の通知を行った日の翌日から起算して10日以内に、受託候補者として選定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。

(契約の締結)

第13条 市長は、選定された提案書の内容をもとに業務仕様及び業務契約金額について落札候補者と協議し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。